

# 新型コロナウイルス感染症に対する当協会の取り組みについて

一般社団法人滋賀県トラック協会は、政府発表の新型コロナウイルス感染症対策基本方針や公益社団法人全日本トラック協会の感染防止対策ガイドライン等を考慮し、トラック総合会館内外への感染被害抑止と来館されるお客様、会員様および、勤務する役職員の安全確保の観点から、以下の対応を講じますのでご了知願います。

## 1. 会館内での対応

- (1) 役職員および来館者のマスク着用、手指アルコール消毒、検温の義務付け
- (2) 事務所等の窓・ドアの開放および定期的な換気
- (3) 接触が多い事務室及び会議室、設備、机やカウンター等のアルコール拭払
- (4) 人と人が頻繁に対面する場合、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- (5) 研修会・講習会・セミナー等受講者にマスク着用、手指アルコール消毒、検温を実施する。  
また、研修室等の定期的な換気、椅子の間引き等、近距離や対面に座らないように工夫する。

## 2. 業務内容の変更

- (1) 大規模なイベントや大会・会議等の延期や中止（国および滋賀県の対応方針に従う）
- (2) 外部の会議やセミナー等への参加の延期や中止（国および滋賀県の対応方針に従う）
- (3) 県内に緊急事態宣言が発出された場合、その期間中は各部署毎に交代にて在宅勤務を行う。
- (4) 事業者に対する適正化指導の自粛（特に、県内の緊急事態宣言発令期間中は中止）
- (5) 取引先との面会での商談や打ち合わせ等の自粛
- (6) 会議室等の会館施設貸出の制限（収容人数の制限等）
- (7) 不要不急の出張の自粛
- (8) 会食や宴席の自粛（会議時等のお弁当などは除く）

## 3. 連絡対応

- (1) 会員事業者の代表者・従業員等の感染が判明した場合は、滋賀運輸支局および正副会長に報告する。但し、個人情報保護のため個人名は特定しない。
- (2) 協会勤務の役職員の感染が判明した場合は、速やかに正副会長、理事監事、一月会および全日本トラック協会・近畿トラック協会に報告する。但し、正副会長以外には、個人情報保護のため個人名は特定しない。なお、正副会長は、その個人名を口外しない。  
また、協会の緊急輸送対策本部体制表（連絡網）を活用する。
- (3) 身近に感染者または濃厚接触者と認定された人がいる場合は、速やかにその旨を専務もしくは常務に報告する。

#### 4. その他

- (1) 執務中・出退勤中のマスク着用
- (2) 職場や家庭における手洗い、手指消毒、検温の励行
- (3) 37.5℃以上の発熱や風邪の症状が見られる場合は自宅待機（医療機関へ受診）
- (4) 自覚症状に応じて自発的な休日取得
- (5) 会議、講習、商談等の来館者の検温（37.5℃以上の発熱は個別対応）

当協会は、今後も感染被害抑止とお客様、会員様および、役職員の安全確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画と対応方針に基づき、必要な対応を実施いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

令和3年3月16日  
一般社団法人滋賀県トラック協会